

請求人 宛て

横浜市監査委員	藤 野 次 雄
同	高 品 彰
同	前 田 一
同	梶 村 充
同	大 山 しょうじ

住民監査請求に基づく監査について（通知）

令和 5 年 12 月 15 日に受け付けました住民監査請求については、合議により次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」といいます。）第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。

（理 由）

法第 242 条第 1 項は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる住民監査請求について規定しています。

本件請求において請求人は、「無給休業期間中は、横浜市一般職職員の給与に関する条例により給与等の支給を停止するべきものを」総務局が「休業に関する条例に違反して、他の公的機関で勤務をする」特定の一般職員（以下「当該職員」といいます。）に対して「令和 4 年 12 月の給与、期末手当等にかかる価額」を「不当、不正に支給した」と主張しています。このことから、請求人は、当該職員に対して令和 4 年 12 月に支給された給与及び期末手当等について、財務会計上の行為を個別的・具体的に摘示しているものと解されます。

住民監査請求の期間制限について定めた法第 242 条第 2 項は「当該行為のあつた日又は終わつた日から一年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定しています。

給料の支給日に関する規程（昭和 27 年 12 月達第 46 号）及び給料等の支給に関する規則（昭和 36 年 5 月人事委員会規則第 10 号）によれば、一般職員の令和 4 年 12 月の給与支給日は令和 4 年 12 月 5 日です。また、総務局人事部労務課の令和 4 年 12 月 8 日の記者発表資料によれば、一般職員の令和 4 年 12 月期の期末・勤勉手当の支給日は令和 4 年 12 月 9 日です。

そうすると、本件請求に係る財務会計上の行為が行われた日は、本件請求のあつた令和 5 年 12 月 15 日時点において既に一年を経過していることは明らかです。

また、法第 242 条第 2 項の「正当な理由」について、最高裁判所平成 14 年 9 月 12 日判決

は「「正当な理由」の有無は、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて当該行為を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである（最高裁昭和 62 年（行ツ）第 76 号同 63 年 4 月 22 日第二小法廷判決・裁判集民事 154 号 57 頁参照）。そして、このことは、当該行為が秘密裡にされた場合に限らず、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかつた場合にも同様であると解すべきである。」と判示しています。この判決を踏まえると、本件請求が一年を経過したことにつき正当な理由を認めるに足りる客観的^{うかが}事情も窺えません。

このことから、本件請求は、法第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。